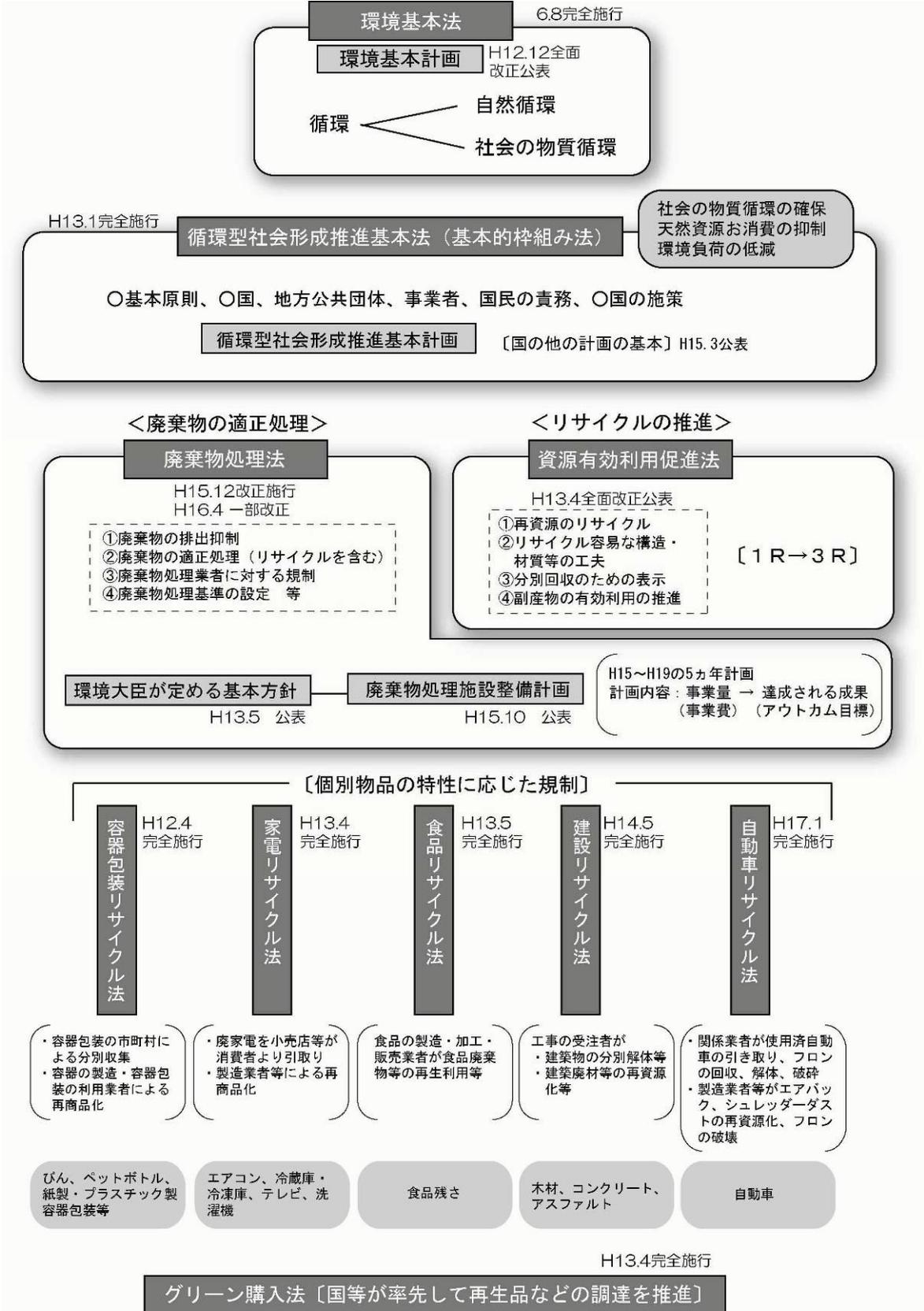


第6章 卷末資料

1 循環型社会の法体系



2 計画フレーム

1 実績と目標

項目	実績			推計 ^{※1}	目標
	9年度	12年度	17年度	23年度	23年度
人口 (人)	803,748	808,969	813,847	819,180	819,180
排出量 ^{※2} a (t)	373,522	383,955	364,732	367,231	352,000
家庭系 (t)	242,915	254,947	230,382	231,913	215,000
集団・拠点回収 (t)	8,545	9,964	23,733	23,948	24,000
事業系 (t)	122,062	119,044	110,617	111,370	113,000
資源化量 ^{※3} b (t)	28,113	42,123	64,769	65,213	81,000
資源化率 b/a (t)	7.5%	11.0%	17.8%	17.8%	23.0%
家庭系ごみ量 ^{※4} (t)	216,577	225,951	199,325	200,645	168,000
1人1日あたり (g)	738	765	671	671	570
ごみ焼却量 (t)	302,660	315,700	288,943	290,923	267,000
最終処分量 (t)	73,199	61,334	47,074	47,397	39,000

※1「推計」 : これまでの傾向でごみ量が推移すると仮定した数値

※2「排出量」 : 集団資源回収や資源物収集分を含む

※3「資源化量」 : 集団資源回収や市の処理施設等でのリサイクル量

※4「家庭系ごみ量」 : 「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の合計

■補足

*1 リサイクル率について

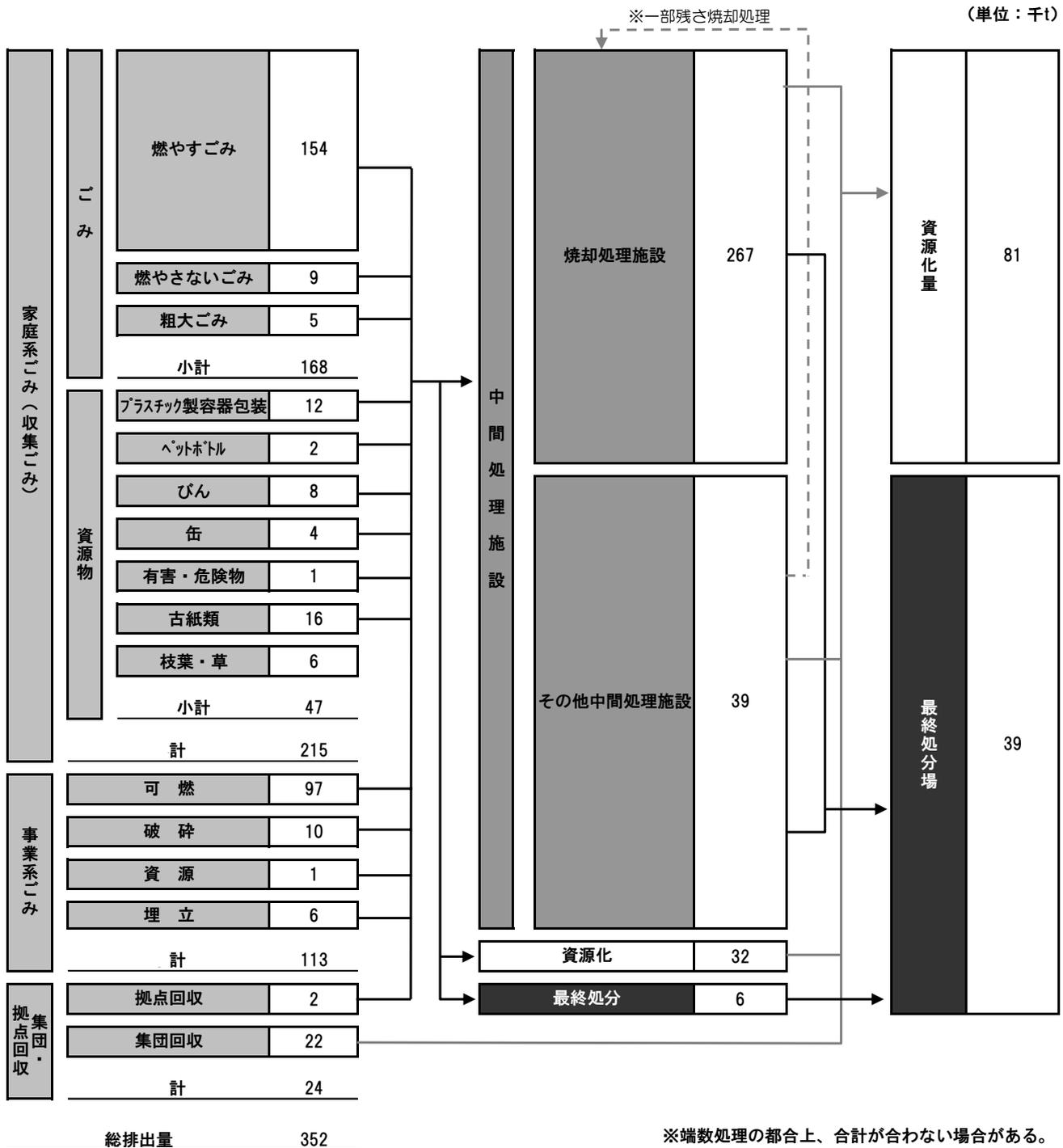
新田清掃センター焼却施設の更新により、大きく向上することが見込まれるため、同施設の更新時期である平成24年度において、国の目標と同等の数値を設定します。

*2 最終処分量について

リサイクル率と同様、新田清掃センター焼却施設の更新により、大きく減量することが見込まれるため、同施設の更新時期である平成24年度において、国の目標を超える数値を設定します。

2 目標達成時のごみ処理フロー（平成 23 年度）

（単位：千t）



3 地域の特徴

新潟市は、サンフランシスコ、天津、リスボンとほぼ同じ緯度にあり、東京から北北西約250km、上越新幹線で約2時間の位置にあります。日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間と自然に恵まれ、コハクチョウの越冬数は日本一を誇ります。

江戸時代から物流拠点「新潟湊」の機能を生かして賑わいを見せていた「新潟町」は、安政5（1858）年に、アメリカ・イギリスなど5か国との修好通商条約によって、函館・横浜・神戸・長崎とともに開港5港の一つに指定され、世界に開かれた港町となります。

明治22（1889）年、市政を施行。以来、戦争・大火・地震などにみまわれながらも、そのつど復興を成し遂げて発展。平成8（1996）年には「中核市」に指定され、平成17（2005）年には、近隣13市町村との合併により、歴史や文化財、郷土芸能、花や豊富な食材、豊かな自然など、さまざまな面でさらに魅力を加え、本州の日本海側最大の都市として大きく飛躍。

国際空港や港湾、新幹線、高速道路網などが整備された交通拠点であると同時に、国内最大の水田面積を持つ大農業都市でもあるという、他の都市には見られない特徴を兼ね備えており、平成19年の政令指定都市移行後は、市民・地域と行政が協働で自立したまちづくりを目指す「地域と共に育つ、分権型協働都市」、都市と自然・田園が調和するまちづくりを目指す「大地と共に育つ、田園型拠点都市」、国内外に貢献する活力あるまちづくりを目指す「世界と共に育つ、日本海交流都市」、市民・地域・行政のバランスのとれた役割分担の中で、質の高い暮らしづくりを目指す「安心と共に育つ、くらし快適都市」、大人から子どもまですべての人が育ち活躍するまちを目指す「市民が共に育つ、教育文化都市」の都市像を描き、これまでにない政令指定都市として、これからも発展を続けていきます。

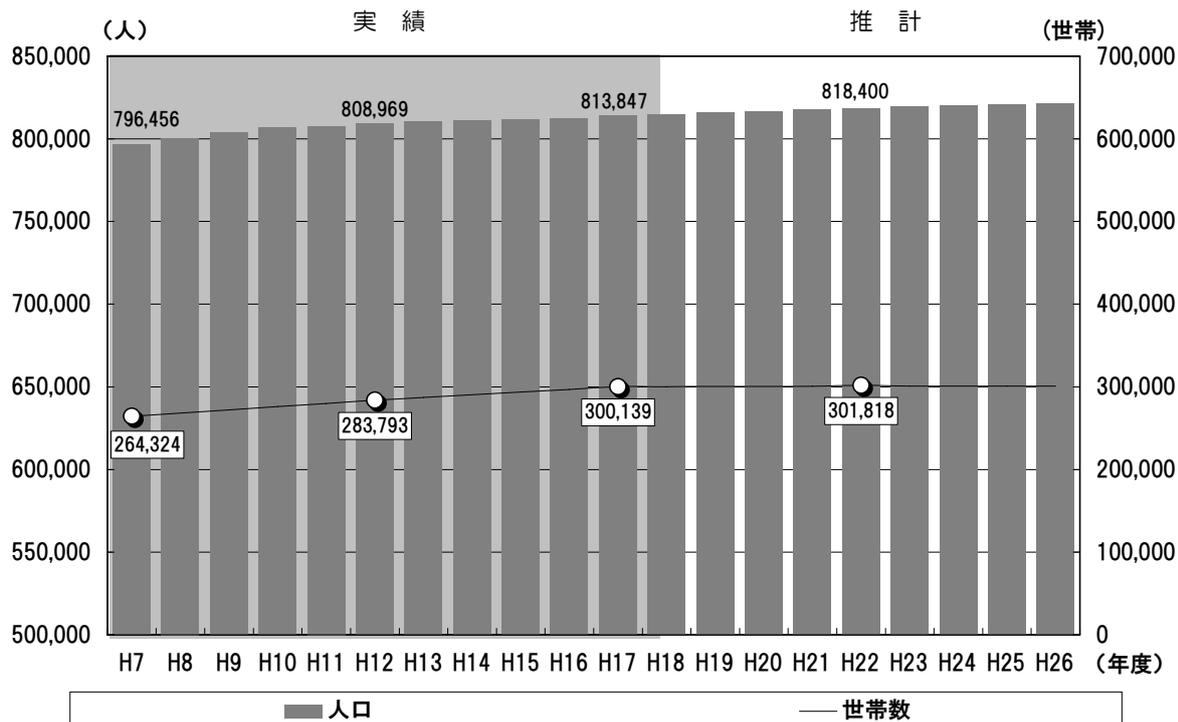


図 26 新潟市の位置図

4 人口・世帯数の動向

新潟市の人口は平成 17 年度で 813,847 人となっており、平成 7 年度の 796,456 人（合併市町村の合計）と比較すると、10 年間で 1 万 7 千人以上増えている状況です。

今後の人口については、政令指定都市への移行も踏まえると、ピークとなることが予想される平成 27 年度ごろまでに人口は 8 千人程度増加することが予想されています。



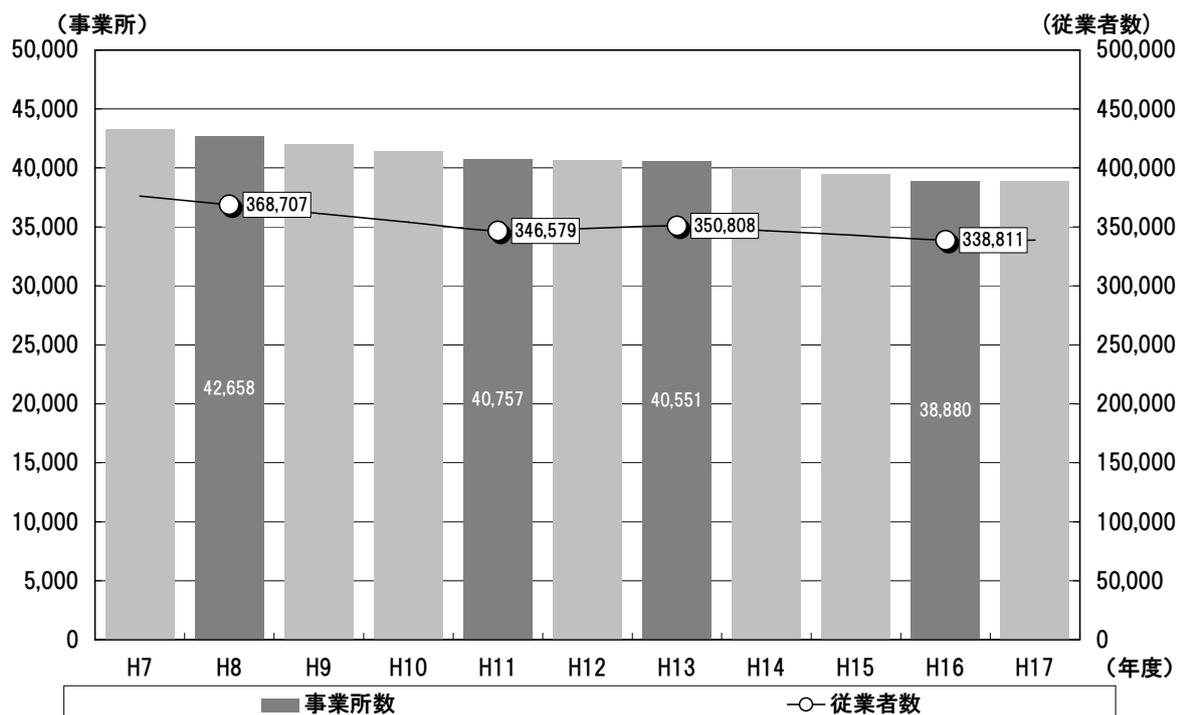
出典) 国勢調査結果およびそれに基づく新潟県推計人口

図 27 人口と世帯数の動向

5 事業所数・従業者数の動向

新潟市の事業所数は平成 16 年度で 38,880 事業所で、従業者数は 338,811 人となっており、近年の経済状況や大規模化・集約化の影響などにより、減少の傾向にあります。また、従業者数については、人口の増加に反して、減少の傾向にあります。

なお、従業者数については、政令指定都市への移行や今後の経済動向などの影響により、今後は増加に転じることも予想されます。



出典) 総務省統計局 事業所企業統計調査結果

注) 調査年は平成 8, 11, 13, 16 年度であり、その他の年度は年度間平均による参考値を示している。

図 28 事業所数・従業者数の動向

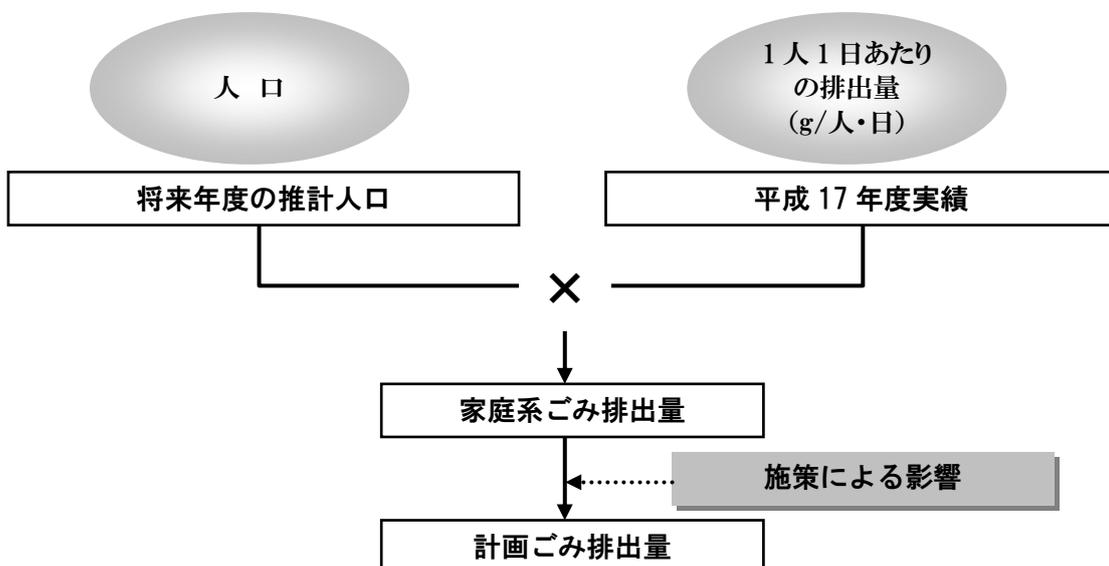
6 ごみ量推計の考え方

平成 17 年度実績から、家庭系ごみについては 1 人 1 日あたり、事業系ごみについては年間の排出量を算出し、それらを推計人口の推移にあわせて増減して推計しました。

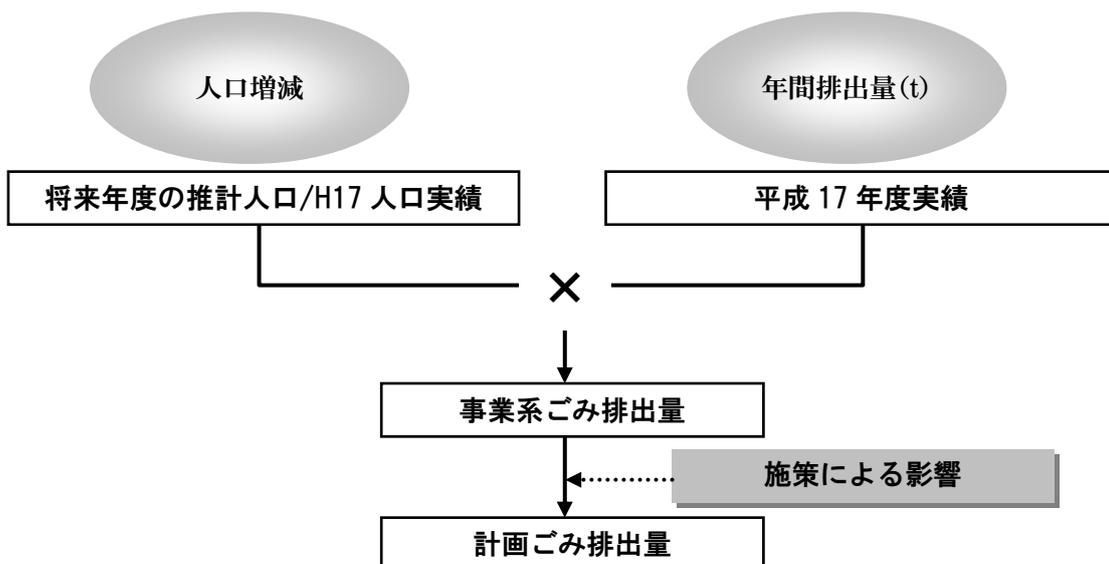
計画ごみ量については、上記推計に分別変更のリサイクル施策や発生抑制など考慮して算出しました。

なお、将来の推計人口は「新・新潟市総合計画（平成 19 年 3 月策定）」で想定している計画値としております。

(1) 家庭系ごみの推計方法



(2) 事業系ごみの推計方法



7 策定の経過

年月日	内容
平成 17 年度	
10月 18日	○ 平成 17 年度第 1 回清掃審議会 諮問「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」
11月 8日	○ 第 2 回清掃審議会（審議）
11月 24日	○ 第 3 回清掃審議会（ごみ処理施設視察）
12月 20日	○ 第 4 回清掃審議会（審議）
1月 12日	○ 第 5 回清掃審議会（審議）
2月 7日	○ 第 6 回清掃審議会（審議）
2月 15日	○ 第 7 回清掃審議会（審議）
3月 28日	○ 第 8 回清掃審議会（審議）
平成 18 年度	
4月 26日	○ 第 1 回清掃審議会（審議）
5月 16日	○ 第 2 回清掃審議会（審議）
6月 1日	○ 第 3 回清掃審議会（審議）
6月 12日	○ 第 4 回清掃審議会（審議）
6月 16日	○ 「中間とりまとめ」の報告
	○ 「中間とりまとめ」に対して意見を聴取 ・事前説明会 14回 491人参加 ・市民意見交換会 58回 1,040人参加 ・さわやかトーク宅配便 6回 259人参加 ・パブリックコメント 意見提出85人 308件 ・市民アンケート 対象4,000人 回答2,376人
11月 17日	○ 第 5 回清掃審議会（審議）
12月 19日	○ 第 6 回清掃審議会（審議）
1月 16日	○ 第 7 回清掃審議会（審議）
1月 31日	○ 第 8 回清掃審議会（審議）
2月 16日	○ 答申「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」
平成 19 年度	
4月 11日	○ 第 1 回清掃審議会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について
	○ パブリックコメント 意見提出3人 25件
5月 23日	○ 第 2 回清掃審議会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について

【清掃審議会】

本市では、廃棄物処理事業に関する重要な事項について、広く市民各層からの意見を徴し、行政政策に反映するため「新潟市清掃審議会」を設置しています。

委員は学識経験者4名、市民代表15名、関係行政機関の職員1名の計20名で構成されています。

【諮問文】

新 廃 政 第 4 3 9 号
平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日

新潟市清掃審議会
会長 菅原 陽心 様

新潟市長 篠田 昭

政令市移行後のごみ減量施策のあり方について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

政令市移行後のごみ減量施策のあり方について

- ・ 家庭系ごみの分別区分のあり方
- ・ 家庭系ごみの負担のあり方
- ・ 事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方

2 諮問理由

14市町村の合併に際して、行政制度の多くは旧新潟市の制度に統一したところがありますが、ごみの分別区分や手数料制度については、協議の結果、「当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。」とされました。

本市は、現在同一自治体内にありながら、ごみの分別区分が異なるとともに、家庭系ごみについては地域により有料・無料という不公平が存在しています。こうした状況は早急に解消すべきであり、遅くとも政令市移行までには統一の方向性を明確にする必要があるものと考えています。

また、本市は「限られた資源を有効活用し、循環型社会を切り拓く都市」を主要な柱の一つとした田園型政令市を目指しており、本年3月21日に発表した『新・新潟市合併マニフェスト』においては、「資源循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市の協働によるごみの減量・資源の再使用・再生利用の取り組みを推進します。また、ごみの収集・処理に要するコストを積極的に公開し、市民の協力による効率的なごみ処理体制の確立に努めるとともに、合併市町村の実績を踏まえて、分別方法、負担のあり方を研究し、ごみの減量に努めます。」としています。

つきましては、本市が目指す田園型政令市にふさわしいごみ減量施策のあり方について、幅広い御見識と市民の視点から、御審議願いたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

- 平成18年4月：中間とりまとめ
平成18年末：最終答申

【最終答申概要版】

「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」

清掃審議会答申概要

1 答申までの流れ

- (1) 諮問 平成17年10月18日
- (2) 中間取りまとめ 平成18年 6月16日
- (3) 市民意見聴取（市民意見交換会（58回）、市民アンケート（対象4千人）、パブコメ）
- (4) 答申 平成19年 2月16日

2 答申内容

(1) 政令市移行後のごみ減量施策のあり方

○ 今後のごみ減量に向けての基本方向

ごみ減量目標

「平成23年度までに、1人1日あたり排出量を約120g減量し、570gに」

基本方向

- 第一「分別の拡充・徹底，リサイクルの推進」
- 第二「有料化も含めた手数料のあり方の検討」
- 第三「市民・事業者・行政の協働による取組みの推進」

(2) 新潟市が実施すべきごみ減量施策

① 家庭系ごみの分別のあり方

- 10種13分別を基本に、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により、高品質なりサイクルを確保する。

		区 分	収集回数	出し方
ごみ	1	燃やすごみ	週3回	指定袋
	2	燃やさないごみ	月1回	指定袋
	3	粗大ごみ	随時	申込制戸別収集
資源	4	プラスチック製容器包装	週1回	ポリ袋
	5	ペットボトル	月2回	コンテナ・ ネット・ポリ袋
	6	飲食用びん	月2回	コンテナ
	7	飲食用缶	月2回	コンテナ・ポリ袋
	8	有害・危険物 〔乾電池・蛍光管・水銀体温計・ ライター・スプレー缶類〕	月1回	ポリ袋
	9	古紙類 ①新聞 ②雑誌・雑紙 ③段ボール ④紙パック	月2回	ひも・ポリ袋
	10	枝葉・草	週1回	ひも・ポリ袋

- 巻広域地区の分別区分については、新制度移行後3年間の特例期間を設け、当該地区については現行の西川地区での方式に統一し、資源化の向上を図る。
- 特例期間中においても、分別方式の統一に向けて検討を続け、期間経過後については、審議会としては全市の制度に統一すべきと考える。

② 家庭系ごみの負担のあり方

- ごみの減量化・リサイクルの推進や分別の徹底の観点から、燃やすごみ、燃やさないごみは、指定袋による有料とし、資源物は無料とする。

有料指定袋（燃やすごみ、燃やさないごみ）				
区分	大（45ℓ）	中（30ℓ）	小（20ℓ）	極小（10ℓ）
手数料	45円	30円	20円	10円

- 粗大ごみは、有料により収集することとし、品目別シールを貼付した上、申込みによる戸別収集とする。

有料シール制（粗大ごみ）				
区分	～10kg	10kg～20kg	20kg～30kg	30kg～
手数料	100円	200円	300円	500円

- 手数料収益については、有料化の趣旨から、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元すること、また、用途の決定にあたっては、市民代表も含め透明性を確保することとして、以下のような事業を対象とする。

- ・ 古紙資源化の一層の推進
- ・ ごみステーション設置補助
- ・ ごみ減量・地域美化
- ・ 不法投棄・違反ごみ対策
- ・ 環境学習・環境教育に対する支援
- ・ コミュニティ協議会等の地域活動支援

※ コミュニティ協議会等への支援は、運営全般に対して一律に助成するのではなく、循環型地域づくりに対する取組みを中心に、市民福祉活動など具体的な活動に対して行う。

③ 事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方

- 事業者の自己処理責任に基づき、ごみステーションへの排出は禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、焼却場へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制とする。

直接搬入ごみ		事業系 ステーション収集
事業系	家庭系	廃止
130円／10kg	60円／10kg	

④ 市民・事業者・行政による協働の取組み

- ア 違反ごみ・不法投棄・不法焼却対策の強化
- イ （仮称）「クリーンにいがた推進員」制度の創設
- ウ （仮称）「ポイ捨て等防止条例」の制定
- エ 生産・販売におけるごみ減量
- オ 環境教育・環境学習の強化

【市民アンケート調査の概要】

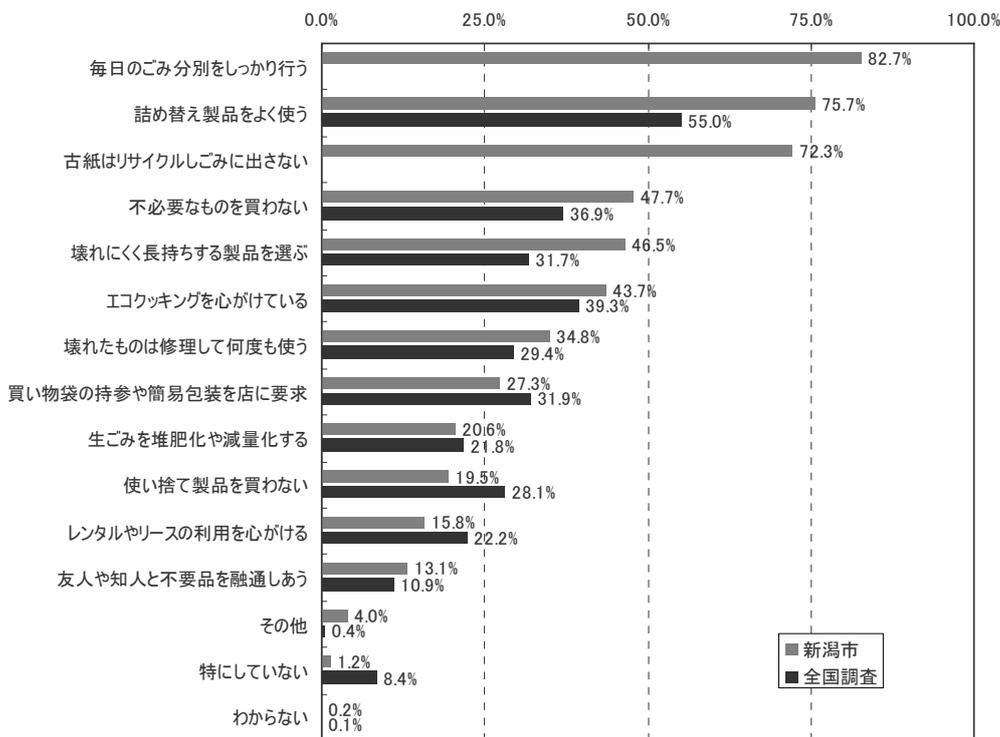
18歳以上市民4,000人を対象に平成18年10月に実施（回答者数2,376人、回答率59.4%）

(1) ごみ減量・リサイクルについて

① ごみ減量・リサイクルの取り組み

問1. 日頃、あなたがごみを少なくするために心がけていることは次のどれですか。
【複数回答（あてはまるものすべて）】

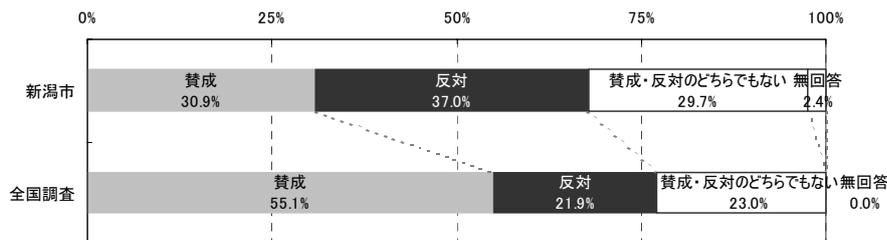
図1 ごみ減量・リサイクルの取り組み（全国調査との比較）(N=2,376)



※全国調査 出典「環境問題に関する世論調査」(H17.9 内閣府大臣官房政府広報室)

問2. ごみの発生抑制の観点から、レジ袋などの有料化の動きがありますが、このことについてどう思いますか。【単数回答】

図2 レジ袋の有料化（全国調査との比較）(N=2,376)

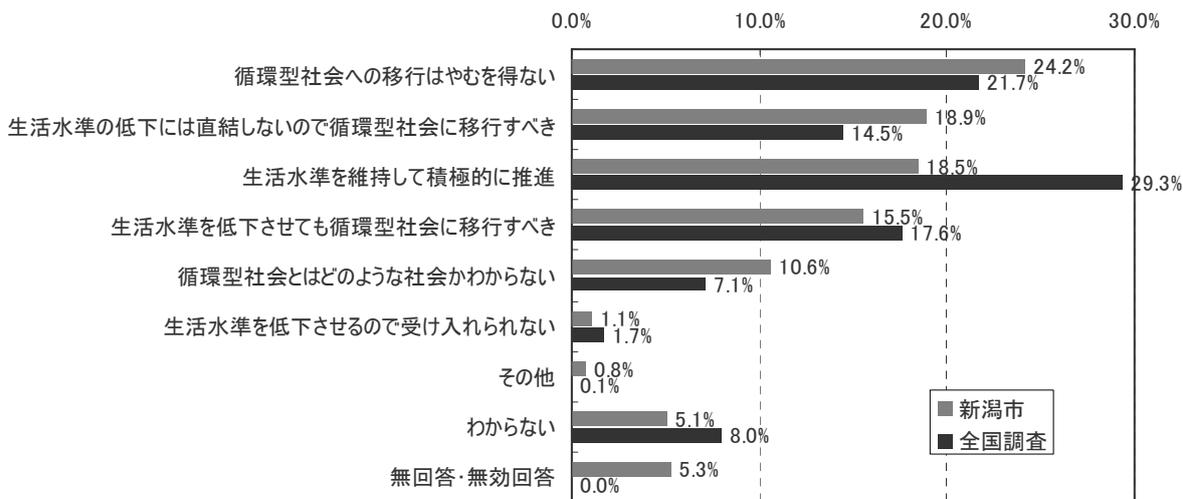


※全国調査 出典「環境問題に関する世論調査」(H17.9 内閣府大臣官房政府広報室)

② 施策の方向性

問3. 大量生産，大量消費，大量廃棄型の社会を見直して，ごみを減らし環境への負荷を減らすような循環型社会を形成する施策を進めていくことについて，どのように思いますか。【単数回答】

図3 施策の方向性（全国調査との比較）(N=2,376)

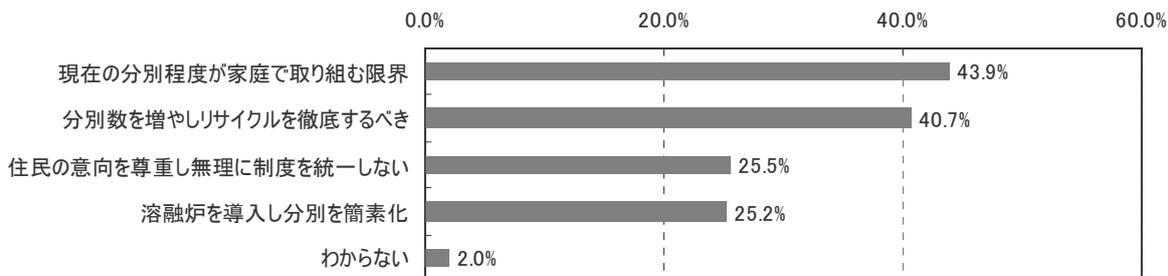


※全国調査 出典「環境問題に関する世論調査」(H17.9 内閣府大臣官房政府広報室)

③ 分別の考え方

問4. ごみの分別について，どのように思われますか。【複数回答（あてはまるものすべて）】

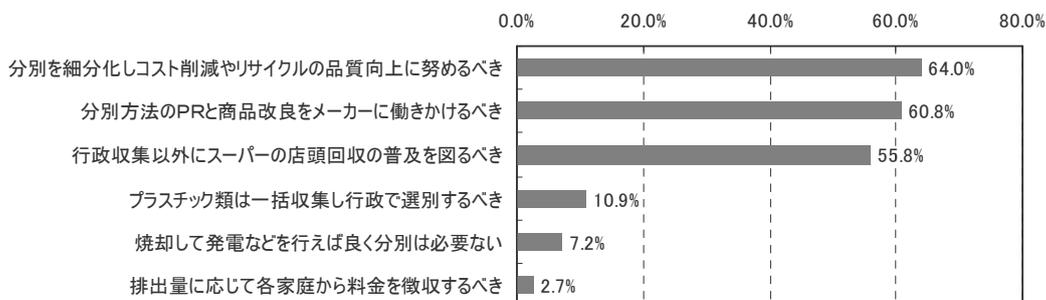
図4 分別の考え方 (N=2,376)



④ プラスチックのリサイクル

問5. プラスチックのリサイクルを推進するうえで、重要と思われるものは次のどれですか。【複数回答（あてはまるものすべて）】

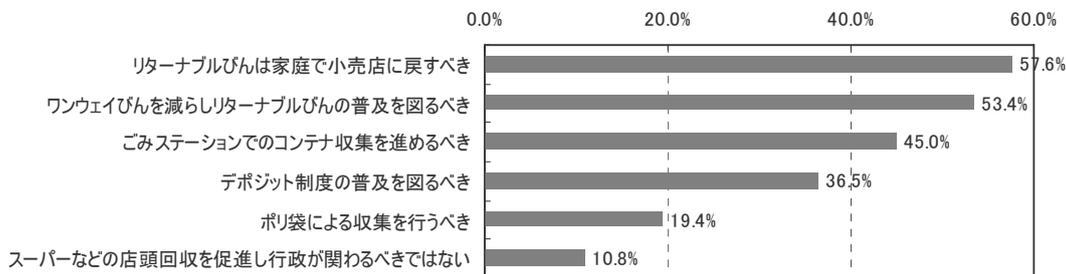
図5 プラスチックのリサイクル (N=2,376)



⑤ びんのリサイクル

問6. びんのリサイクルを推進するうえで、重要と思われるものは次のどれですか。【複数回答（あてはまるものすべて）】

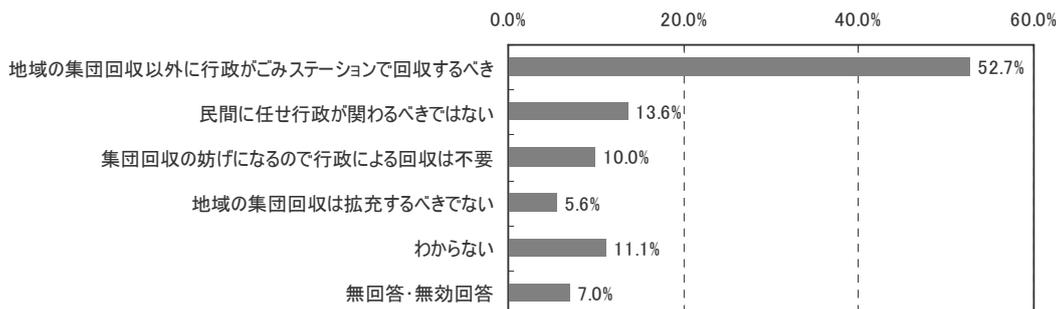
図6 びんのリサイクル (N=2,376)



⑥ 古紙のリサイクル

問7. 古紙リサイクルに関して、あなたの考えに近いものは次のどれですか。【単数回答】

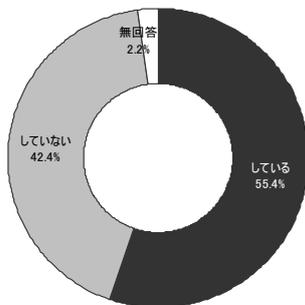
図7 古紙のリサイクル (N=2,376)



⑦ 資源物の店頭回収

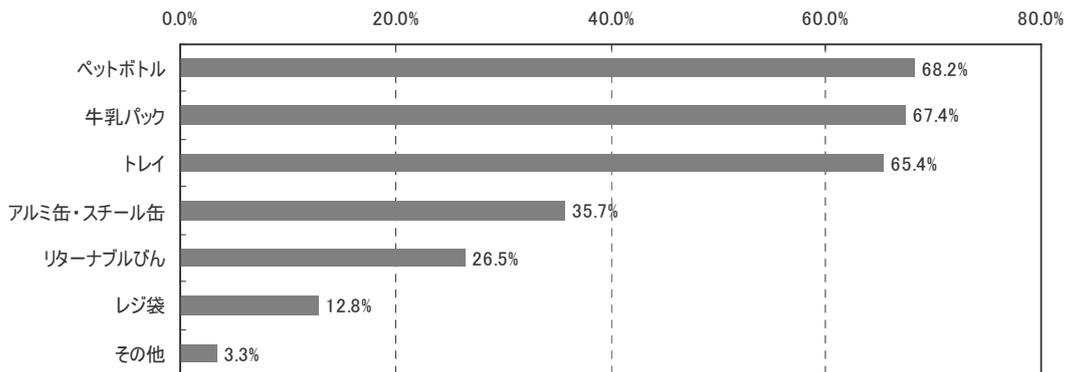
問8. あなたは、日頃、スーパーなどの店頭回収を利用していますか。【単数回答】

図8 資源物の店頭回収 (N=2,376)



問8付問. (※問8で「している」と回答した方のみ対象)
店頭回収でリサイクルしている品目は、次のどれですか。【複数回答】

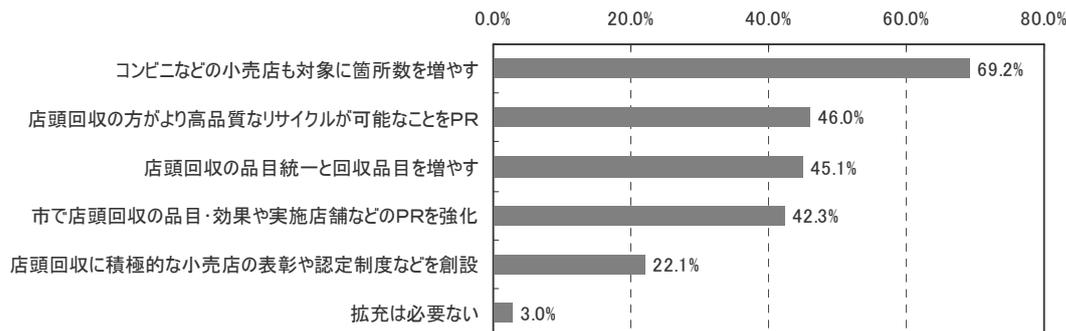
図9 リサイクル品目 (N=1,316)



⑧ 店頭回収の推進

問9. 市では、排出機会の確保や高品質なリサイクルを推進するという観点から、小売店による店頭回収の拡充を検討していますが、拡充にあたり重要と思われるものは次のどれですか。【複数回答（あてはまるものすべて）】

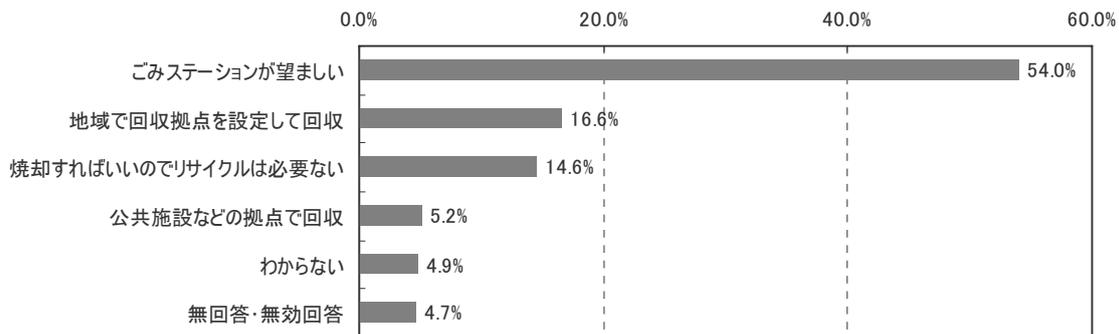
図10 店頭回収の推進 (N=2,376)



⑨ 剪定枝のリサイクル

問10. 市では、家庭で剪定した枝木について、資源物として回収することを検討していますが、回収方法として望ましい方法は次のどれですか。【単数回答】

図11 剪定枝のリサイクル (N=2,376)

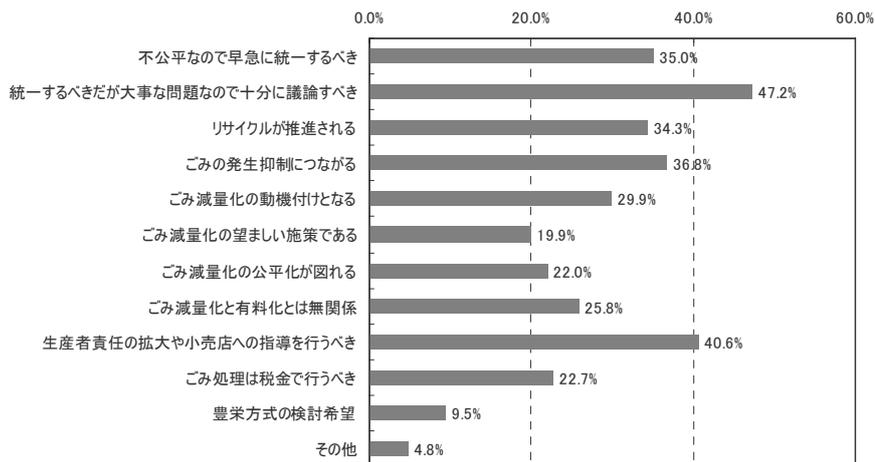


(2) 負担のあり方について

① ごみ有料化に対する考え方

問11. 現在、市内では、ごみ処理について、負担の状況が地区により異なっていますが、ごみの有料化について、あなたはどのように思われますか。【複数回答（あてはまるものすべて）】

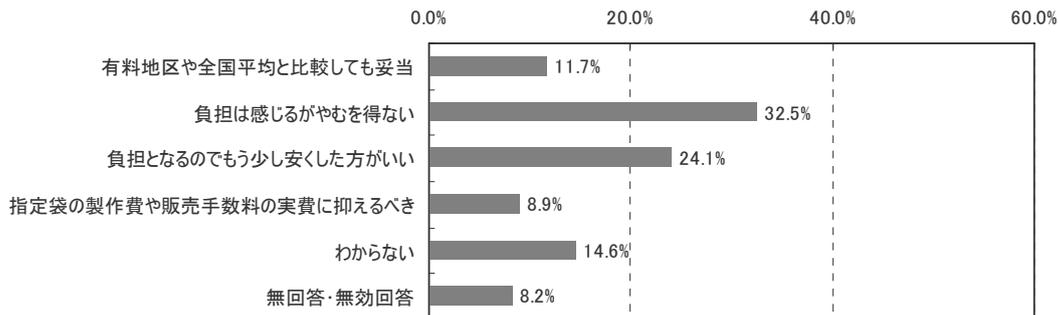
図12 ごみ有料化に対する考え方 (N=2,376)



② 指定袋の負担水準

問12. 市では、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」の手数料について、1リットルあたり1円とし、市民1人あたりの負担額が月108円となる水準を基本に検討していますが、このことについてどう思われますか。【単数回答】

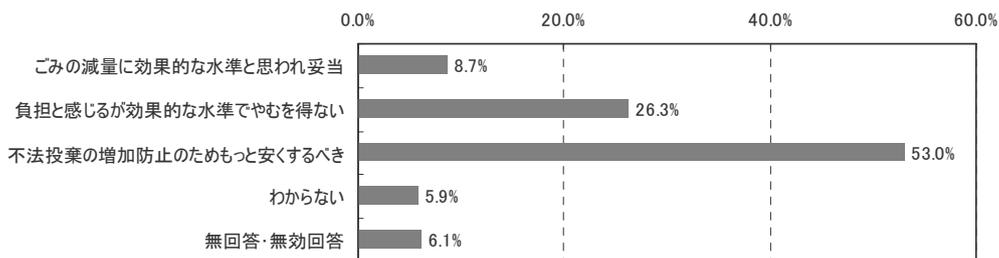
図13 指定袋の負担水準 (N=2,376)



③ 粗大ごみの負担水準

問13. 市では、「粗大ごみ」の手数料について、重さに応じて品目ごとに250円から1,000円までに設定することを検討していますが、このことについてどう思われますか。【単数回答】

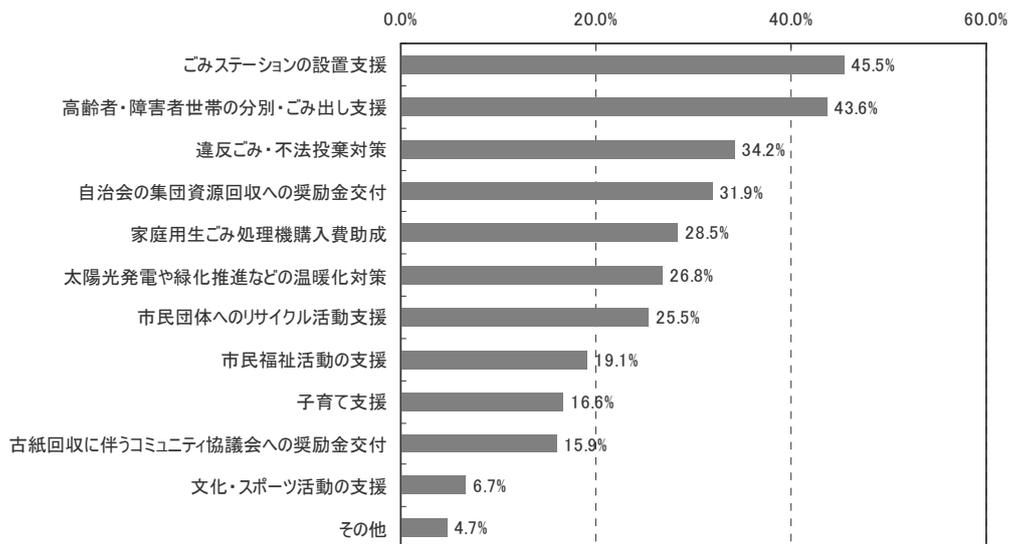
図14 粗大ごみの負担水準 (N=2,376)



④ 手数料収益の使途

問14. 家庭ごみの有料化を実施した場合、手数料収益をどのように使ったらいいと思いますか。【複数回答（あてはまるものすべて）】

図15 手数料収益の使途 (N=2,376)

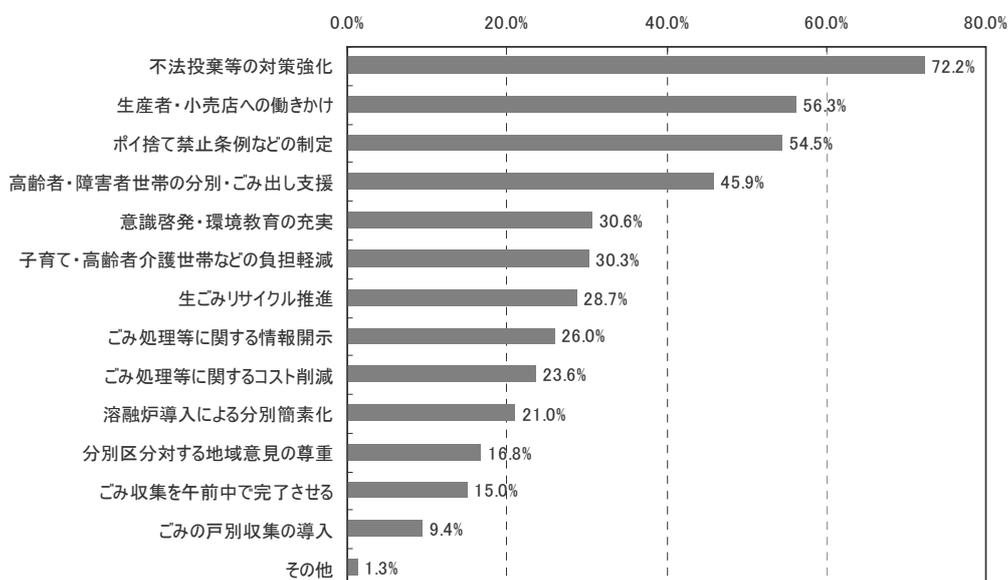


(3) その他

① 今後の施策

問15. 今後、ごみの減量・リサイクルを推進するにあたって、重要と思われることは次のどれですか。【複数回答（あてはまるものすべて）】

図16 今後の施策 (N=2,376)



8 用語集

【あ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

EMボカシ容器

EMボカシ容器は密閉式のポリ容器で、台所など室内に置き、十分に水切りした生ごみを入れた上にEMボカシ（微生物と米ぬかなどを混ぜた粉状のもの）をふりかけ密閉し、容器の下にたまった液肥をこまめに抜きながら、この手順を繰り返した後、直射日光の当たらない場所に1～2週間置いてから土に埋めると、3～4週間でたい肥として利用できるもの。

インセンティブ

意欲を引き出すために「外部から与える刺激」のこと。

NPO

NPOとは、「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す。

【か】

拡大生産者責任

EPR：Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りなりサイクルを実施すること等が含まれる。OECDでは2000年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。

拠点回収

公民館、駅等の公共施設、スーパー等の小売店といった住民の使用頻度が高い施設を排出場所（拠点）として定め、回収容器を設置し、ごみを回収する方式。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

減量計画書

事務所・店舗・興行所・集会場・遊技場・旅館・学校等の用途に共される部分の面積が3,000㎡以上の建築物及び店舗面積が500㎡を越える小売店舗を対象に、分別保管場所の設置・担当者の選任・減量計画書作成提出を義務付けることにより、分別を進め、資源化ルート等への誘導を促し、市施設に搬入される事業系廃棄物の減量を図るもの。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

コンテナ収集

資源物などをプラスチック製容器（コンテナ）を用いて収集する方式。コンテナ収集を行うことにより、収集工程におけるびん割れを防ぎ、リターナブルびんとして再利用できるびんの比率を高めることができる。

コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、たい肥にかえるためのプラスチック製の容器。

【さ】

サーマル・リサイクル

→熱回収

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

再生利用（マテリアルリサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、マテリアルリサイクルのうち、廃棄物等を化学的に処理して、製品の化学原料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

自己処理責任の原則

廃棄物処理法第 3 条で規定された事業者の責務で、以下の 3 点に分けられる。①事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において処理すること。②事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めるべきこと。③物の製造、加工、販売等に際してその生産物が最終的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること。

自らの責任で適正に処理をするということは、いわゆる自家処理にとどまらず、地方公共団体の処理事業への委託も含むものであるが、他者へ委託するということは、当然その処理に要する費用を負担すること等を意味する。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

3R（リデュース，リユース，リサイクル）

リデュース（Reduce）：発生抑制，リユース(Reuse)：再使用，リサイクル(Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

集団回収

町内会，自治会，PTA，子ども会等で古紙，缶，びん，布類等の資源物を日時・場所を決めて回収し，資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

食品リサイクル法

平成12年6月公布。平成13年5月施行。正式には，“食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律”。事業者及び消費者は，食品廃棄物の発生抑制等に努め，食品関連事業者は，主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等に取り組むものとされ，主務大臣はこの基準に基づき食品関連事業者に対し，指導，助言，勧告及び命令を行うことができると規定されている。

【た】

中間処理

収集したごみの焼却，下水汚泥の脱水，不燃ごみの破碎，選別などにより，できるだけごみの体積と重量を減らし，最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに，鉄やアルミ，ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し，有効利用する役割もある。

DBO方式

Design Build Operate の略であり，「公設民営」を意味する。「設計・建設」と「管理運営」を包括的に公共が性能発注し，公共の資金（国庫補助，起債，一般財源）を用いて建設し，公共が所有。民間事業者が自分で運営管理を行うことを前提に設計・建設を実施する。

店頭回収

スーパーなどの小売店が容器包装などの資源物を店頭で回収するしくみであり，多様な資源回収ルートのひとつである。

電動生ごみ処理機

家庭から排出される生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された電気式機器。

特定家庭用機器再商品化法

平成 10 年法律第 97 号。エアコン，テレビ，冷蔵庫及び冷凍庫，洗濯機について，小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに，製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【な】

熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は，ごみ発電をはじめ，施設内の暖房・給湯，温水プール，地域暖房等に利用されている。リユース，マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能であることから，循環型社会基本法では，原則としてリユース，マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては，廃棄される紙，家畜排せつ物，食品廃棄物，建設発生木材，黒液，下水汚泥などがある。主な活用方法としては，農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか，燃焼して発電を行ったり，アルコール発酵，メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し，その適正な分別，保管，収集，運搬，再生，処分等の処理をすることを目的とした法律で，廃棄物処理施設の設置規制，廃棄物処理業者に対する規制，廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が，その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから，排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ，その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

パブリックコメント

市民意見提出手続き。市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民の皆様に公表し、お寄せいただいた意見を考慮して決定をするための一連の手続きのこと。

【ま】

舞平清掃センター

し尿・浄化槽汚泥を処理する施設。し尿・浄化槽汚泥を処理した際の汚泥に生ごみを投入しメタン発酵を行い、発生するメタンガスは熱源として利用し、汚泥は堆肥化している。

マテリアル・リサイクル

→再生利用

【や】

容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、基本的には全ての容器包装が対象となる。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

溶融処理

燃料の燃料熱や電気から得られた熱エネルギー、またその他のエネルギーにより焼却灰・飛灰を加熱し、1,250℃から1,450℃あるいはそれ以上の高温条件下で有機物を燃焼、ガス化させ、無機物を溶融してガラス質のスラグとして回収すること。

【ら】

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアル・リサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

リターナブルびん

ビールやお酒、ソフトドリンクなどの容器で、飲み終わった後に回収・再利用されるビンのこと。洗浄するだけで再利用できるため、省エネとごみの減量化に寄与する。

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいう。リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効である。

リデュース

→発生抑制

リユース

→再使用

81万人のリサイクル サイ・挑戦

地球環境のための100gダイエット
671g ⇒ 570g



新・新潟市ごみ減量プログラム
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 19 年 6 月

発 行 新潟市 環境部廃棄物政策課
〒951-8550
新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
TEL 025-228-1000
製 作 パシフィックコンサルタンツ株式会社
